# 入　札　説　明　書

案件名　　学習者用コンピュータ（Chromebook）69 台（賃貸借）

Ⅰ　入札説明書

Ⅱ　提出書類一覧表

Ⅲ　入札書・委任状（記載例）

Ⅳ　仕様書に関する質問書

Ⅴ　契約書（案）

Ⅰ　入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1　入札に付する事項

(1) 借入物品等の件名

学習者用コンピュータ（Chromebook）69 台（賃貸借）

(2) 借入物品等の規格、機能、特質等

学習者用コンピュータ（Chromebook）69 台（賃貸借）仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 借入期間

令和９年３月１日から令和１４年２月２９日まで

（地方自治法第 234 条の３の規定に基づく長期継続契約）

ただし、翌年度以降において、この契約に係る甲の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、この契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 納入場所

仕様書のとおり。

2　入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

(1) 必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、①から④までに掲げる事項のすべてに該当する者であることとする。

① 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和５６年徳島県告示第２６号）第４条第１項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。

③ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(2) 入札参加資格の審査の申請手続きに関する事項

入札参加資格を有していない者で、この一般競争入札への参加を希望するものは、知事の定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、５の（１）の①記載の受領期限までに以下に示す提出場所へ持参し、入札参加資格の審

査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

一般競争入札参加資格審査申請書の提出場所（持参のみ）

徳島市万代町１丁目１番地

徳島県企画総務部管財課　調度担当

電話番号　０８８－６２１－２０６６

※一般競争入札参加資格申請書（様式第１号）については、徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。

3　入札手続きを担当する課の名称及び所在地

〒７７０－８５７０

徳島市万代町１丁目１番地

徳島県教育委員会教育ＤＸ推進課　教育ＤＸ環境整備担当

電　話：０８８－６２１－３２４６

電子メール：kyouikudxsuishinka@pref.tokushima.lg.jp

4　入札説明書及び仕様書の交付期間、場所及び方法

(1) 期間

令和８年１１月１３日（金曜日）から令和８年１１月２０日（金曜日）　午後５時まで

(2) 方法

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

5　入札に参加する者に求められる事項等

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書の受領期限、提出場所及び提出方法

入札に参加しようとする者は、入札参加資格を有することを誓約する書類（以下「一般競争入札参加資格確認申請書」という。）を県の指定する様式により、①に掲げる期限までに②に掲げる場所へ提出しなければならない。

一般競争入札参加資格確認申請書の審査の結果、入札参加資格を有すると判断した者に限り入札に参加できるものとする。なお、県から一般競争入札参加資格確認申請書に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

①　受領期限

令和８年１１月２７日（金曜日）午後５時

②　提出場所

郵便番号７７０－８５７０

徳島県徳島市万代町１丁目１番地

徳島県教育委員会教育ＤＸ推進課 教育ＤＸ環境整備担当

③　提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、封筒の表面に「学習者用コンピュータ（Chromebook）69台（賃貸借）参加資格確認申請書在中」と朱書し、書留郵便にて、期限までに必着のこと。）

(2) 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び提出方法

入札に参加しようとする者は、入札しようとする物件等の仕様が、仕様書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を県の指定する様式により、①に掲げる期限までに②に掲げる場所へ提出しなければならない。また、県から応札仕様書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

①　受領期限

令和８年１１月２７日（金曜日）午後５時

②　提出場所

郵便番号７７０－８５７０

徳島県徳島市万代町１丁目１番地

徳島県教育委員会教育ＤＸ推進課 教育ＤＸ環境整備担当

③　提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「学習者用コンピュータ（Chromebook）69台（賃貸借）応札仕様書等在中」と朱書し、受領期限までに必着のこと。）

6　入札及び入札説明書についての問合せ方法等

(1) 問合せ先

３に同じ

(2) 受付期間

令和８年１１月２０日（金曜日）午後５時までとし、これ以降の問合せには回答できない場合がある。問合せに対する回答は、令和８年１１月２６日（木曜日）午後５時までに徳島県ホームページにおける本件の入札公告記事にて掲示するものとする。

(3) 問合せ方法

「Ⅳ仕様書に関する質問書」により、電子メールで問合わせるものに限る。

(4) 回答の通知方法

徳島県ホームページにおける、本件の入札公告記事にて掲示するものとする。

7　入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①　日時

令和８年１２月４日（金曜日）　午後２時

② 場所

徳島市万代町一丁目１番地　徳島県庁９階　９０２会議室

③ 入札書の提出方法

持参

(2) 入札の方法等

① 入札の方法

「学習者用コンピュータ（Chromebook）69 台（賃貸借）」の月額で行う。

② 入札書の作成、提出等

入札書及び内訳書は所定の様式によるものとし、次に掲げるところにより作成しなければならない。

ア　入札書には、入札金額（賃貸借料の月額）、入札物件、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ　本物件は、仕様書の別紙４「リース事業に係るＱ＆Ａ（令和６年４月１６日付文部科学省初等中等教育局学校情報基盤・教材課事務連絡（抜粋））」に示すとおり、徳島県から受注者に対して、定額（５５,０００円×整備台数×２/３と契約単価（補助対象となる端末本体等相当額（購入費相当額））×整備台数×２/３のいずれか低い額）の補助金を交付する。そのため入札金額は、端末本体等相当額（購入費相当額）に保守保証及びソフトウェアを加えた総価から上記補助金額を減じた額にリース料を加算した額を算出し提出すること。

ウ　内訳書には、補助金（見込額）及び、端末本体等相当額（購入費相当額）に保守保証及びソフトウェアを加えた総価を算出し記載すること。

エ　文字はすべて「かい書」とし、インク又はボールペンで明確に記載すること。

オ　「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書及び内訳書に記載すること。

カ　「住所」及び「氏名」は、次の区分により正確に記載しなければならない。

(ｱ) 代表者が入札する場合は、代表者の住所及び氏名（法人、組合等にあっては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の地位及び氏名）を記載すること。

(ｲ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた者の住所及び氏名（法人、組合等にあっては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の地位及び氏名）並びに代理人の住所及び氏名を記載すること。代理人が法人又は組合等の社員である場合は、法人又は組合等の住所、法人名又は組合名等（支社・支店名等）及び氏名を記載することでも可とする。

キ　入札者は、入札物件、県から指定された事項を承知の上、入札書及び内訳書を作成し提出しなければならない。この場合において、代理人により入札させるときは、入札当日、入札前に代理権を証する「委任状」を提出しなければならない。

ク　入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

③　再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、開札後直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として１回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加することができる。

また、再度入札を行う場合においては、第１回目の入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

①　２に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札

②　記名のない入札

③　入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

ア　鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。

イ　金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。

ウ　「入札物件」で物件名の記載のないものまたは記載を誤ったもの。

エ　「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。

④　同一事項に対してした２通以上の入札

⑤　他人の代理人を兼ね、また２人以上の代理をした者の入札

⑥　代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

⑦　その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ５によりこの入札説明書及び公告等に示した物品等の納入について証明した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。

落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(6) 契約形態

本物件は徳島県公立学校情報機器整備事業を活用するため、徳島県公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱に従い、落札者は徳島県に補助金を申請し、その交付決定を経た後に契約を締結するものとする。

8 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあってはその旨了解の上入札すること。また、入札事務の適正化を図るため、徳島県情報公開条例に基づく文書公開の請求があった場合には、入札代理人の氏名を公開する場合がある。

9　その他

(1) 入札書及び内訳書提出時の提出書類

① 入札書 1通

② 内訳書 1通

③ 委任状（代理人が入札する場合） 1通

(2) 入札書及び内訳書提出時の留意事項

① 7の内容を再度確認し、入札書及び内訳書記載内容に誤りがないかどうか確認すること。

② 入札直前に、入札書及び内訳書記載内容の確認を行うので、封筒に封をせず持参すること。

③ 本人確認ができない場合は、入札に参加できないものとするため、注意すること。

④ 顔写真付きの身分証明書で確認するため持参すること。

(3) 再入札時の提出書類

① 入札書及び封筒の予備 1通

(4) 再入札時の留意事項

① 7の内容を再度確認し、入札書及び内訳書記載内容に誤りがないかどうか確認すること。

② 入札直前に、入札書及び内訳書記載内容の確認を行うので、封筒に封をせず持参すること。

別紙４

# リース事業に係る Q＆A

## Q1

リース方式で整備する場合は、どのような点に注意するべきか。

## A1

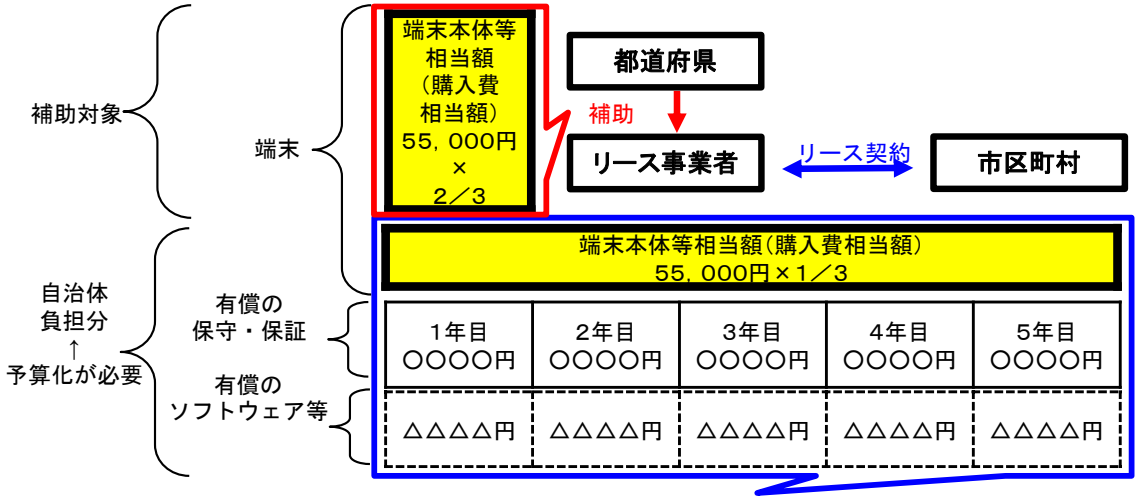
リース方式の場合には、市区町村とリース事業者が共同の補助事業者になります。都道府県は、リース事業者に対して、定額（補助基準額×整備台数×2/3と契約単価（補助対象となる端末本体等相当額）×整備台数×2/3のいずれか低い額）の補助を行います。これによりリース事業者は、安価なリース契約を提供することが可能になります。

したがって、本補助金は市町村が契約するリース契約にかかる後年度負担分の経費を初年度にまとめて市町村に補助するものではないという点に留意してください。また、端末本体等相当額が補助基準額を超える場合、その差額は自治体負担となります。

リース契約は原則として各年度の負担額が均等になります。1年目のリース契約負担額が5万5千円、2年目以降は各年1千円というようなリース契約は、単に初年度に後年度負担分を先払いしているに過ぎず、会計の単年度主義の原則に違反することになります。

**端末価格が5.5万円以下の場合（例：5.5万円）**

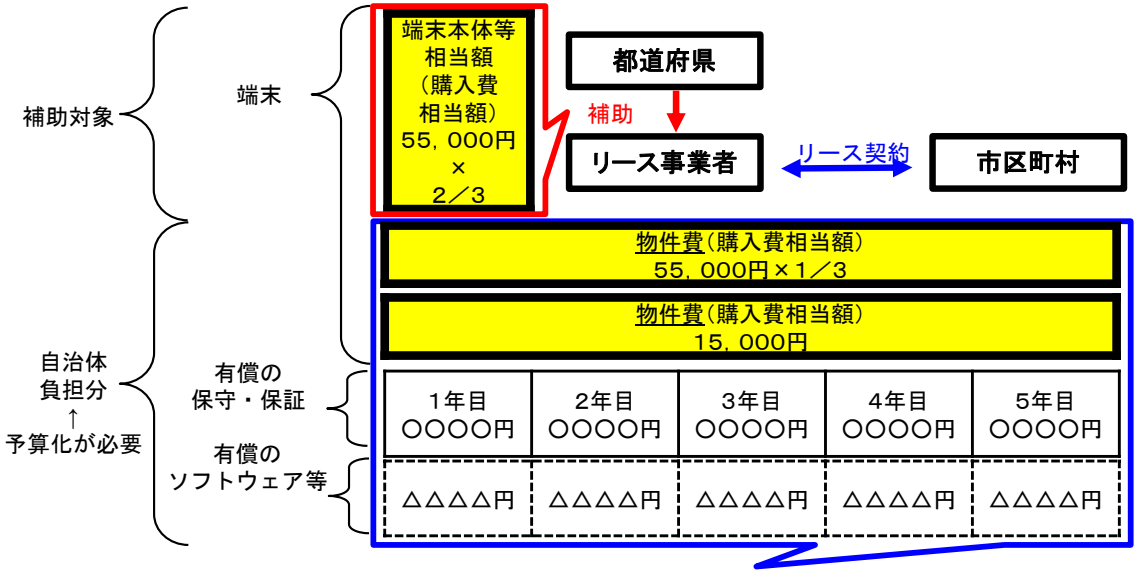
※リース契約は、有償の保守・保証、有償のソフトウェアで構成されることを想定。




リース契約【（（５５，０００円×１／３）／５×５年）＋（●●●●円×５年）＋（▲▲▲▲円×５年）】

**②端末価格が5.5万円を超える場合（例：7万円）**

※リース契約は、有償の保守・保証、有償のソフトウェアで構成されることを想定。




リース契約【（（５５，０００円×１／３＋１５，０００）／５×５年）＋（●●●●円×５年）＋（▲▲▲▲円×５年）】

# リース事業に係る Q＆A

## Q2

市町村がリース方式で整備する場合、市町村・業者のそれぞれの役割はどのようになっているのか。

## A2

リース方式の場合、市町村、業者の両者が一体として「補助金等適正化法」による補助事業者となります。

市町村は、児童生徒数を踏まえた必要台数の設定や必要な機能の決定、ネットワーク環境の整備など情報環境の整備を統括するとともに、整備後の適切な活用を行う立場から、業者は、補助金を活用して安価なリース契約により、情報機器を教育現場に提供する立場から、補助事業者として共同申請をすることとなります。

このため、補助金の交付を受ける業者のみならず、市町村も補助事業者として、交付申請、実績報告等の手続き、会計検査院対応等、それぞれの役割を踏まえた対応を行うこととなります。

## Q3

市町村がリース業者を選定するのは、どのような方法によるのか。

## A3

市町村がリース事業者を選定するにあたっては、機器の性能や維持管理等のコストパフォーマンスを含め、最適な情報機器を教育現場に提供できる者を選定することが必要です。

補助事業を共同で実施することになることから、単に価格による評価のみでなく、それ以外の要素についても評価し、最適な提案を行った者を選定し、企画競争の方法等により事業者を選定することが考えられます。

なお、事業者とのリース契約締結は、補助金の交付決定後になるため、その旨を事業者の選定の際、参加する事業者に通知しておく必要があります。

Ⅱ 提出書類一覧表

1　応札仕様書等提出時

(1) 応札仕様書等

応札仕様書等には「入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名」を記入すること。

① 応札仕様書　1通

入札しようとする物品等の仕様が、入札公告及びこの入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明するものとし、応札仕様書に示す別添の様式に従い作成し、提出するものとする。仕様書に対し、入札参加者が提示しようとする具体的な内容（品名、メーカー名、機種及び型番、規格、機能、性能、数量等）を分かりやすく記載すること。

② 入札しようとする物品等のカタログ　　1部

仕様書上で必要としている規格、機能、性能等を満たすことができるものを添付すること。

③ 価格一覧表（税抜き）　　2通

物品及び諸経費の定価見積書（仕様書に準拠して品名、メーカー名、型番、数量、単位及び定価を記載した明細を作成すること。）また、メーカー標準価格が存在しない場合は、その旨を記載するとともに実売価格等を記載すること。

※応札仕様書のデータが必要な場合は、次の所属あてにその旨を記載したメールをお送りください。

所属名　教育 DX 推進課　　メールアドレス　kyouikudxsuishinka@pref.tokushima.lg.jp

2　入札書提出時

① 入札書　　1通

入札書を封筒に入れ「入札案件　学習者用コンピュータ（Chromebook）69 台（賃貸借）」を記載すること。

② 委任状（代理人が入札する場合）　　1通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

3　再入札時

① 入札書及び封筒の予備　　1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えてください。

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

Ⅲ 入札書・委任状（記載例）

代表者本人が入札するとき

# 入　　札　　書

￥マークを付すこと

入札金額

| 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ￥ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 0 |

入札が無効となる事例については、入札概要書（もしくは入札説明書）を確認すること

入札物件　　学習者用コンピュータ（Chromebook）69 台（賃貸借）

入札保証金　　免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和３９年徳島県規則第３９号）により入札します。

住所、会社名、代表者役職・氏名を記入
入札参加資格審査申請時の記載情報と異なる場合は無効（含個人事業者）

令和〇年〇〇月〇〇日

住所　　徳島市万代町１丁目１番地

万代産業株式会社

項目名「住所」「氏名」を記入

氏名　　代表取締役　　日本　太郎

徳島県知事　殿

宛先は徳島県知事であること

代理人が入札するとき

# 入　　札　　書

￥マークを付すこと

入札金額

| 億 | 千 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ￥ | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 0 |

入札物件　　学習者用コンピュータ（Chromebook）69 台（賃貸借）

入札が無効となる事例については、入札概要書（もしくは入札説明書）を確認すること

入札保証金　　免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和３９年徳島県規則第３９号）により入札します。

住所、会社名、代表者役職・氏名を記入
入札参加資格審査申請時の記載情報と異なる場合は無効
(含個人事業者)

令和〇年〇〇月〇〇日

項目名「住所」「氏名」を記入

住所　　徳島市万代町１丁目１番地

万代産業株式会社

氏名　　代表取締役　　日本　太郎

項目名「代理人」「住所」「氏名」を記入

代理人　住所　　徳島市佐古１番町１番地

加藤　一郎

住所は代理人の自宅住所を記載
上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名
（支社・支店名等）、氏名を記載することでも可

徳島県知事　殿

宛先は徳島県知事であること

令和　　年　　月　　日

# 委　　任　　状

所　　属　　長　　殿

委任者　住　所　　徳島市万代町１丁目１番地

万代産業株式会社

氏　名　　代表取締役　日本 太郎

受任者　住所　　徳島市佐古１番町１番地

氏名　　加　藤　　一　郎

・顔写真付きの身分証明書に記載の住所・氏名を記載します。
・入札当日、顔写真付きの身分証明書で住所・氏名を確認します。
・上記会社の社員の場合は、顔写真付きの社員証に記載の会社住所、会社名(本店・支社・支店等)を記載することでも可とし、入札当日、顔写真付きの社員証で、記載内容を確認します。

私は、　加藤　一郎　を代理人とし、徳島県が令和８年１２月４日に執行する学習者用コンピュータ（Chromebook）69 台（賃貸借）の入札に関する一切の権限を委任します。

# Ⅳ 仕 様 書 に 関 す る 質 問 書

令和　　年　　月　　日

物件名：　学習者用コンピュータ（Chromebook）69 台（賃貸借）

商号又は名称：

連絡先

E-mail

| | |
|---|---|
| **質 問 項 目** | |
| **内　　容** | |

# 学習者用コンピュータ（Chromebook）69台（賃貸借）契約書（案）

徳島県（以下「甲」という。）と○○○○○（以下「乙」という。）とは、乙が所有する学習者用コンピュータ（以下「端末」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　乙は、この契約の条項及び学習者用コンピュータ（Chromebook）69台（賃貸借）仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるところに従って、乙の所有する端末を甲の使用に供し、甲は、これを賃借する。

（要項）

第２条　この契約の要項は、次のとおりとする。

（１）　端末の詳細　仕様書のとおり

（２）　賃貸借料　月額　金○○○，○○○円（うち消費税及び地方消費税額 金○○，○○○円）

（３）　納入場所　仕様書のとおり

（４）　契約保証金　免除

（契約の期間）

第３条　契約の期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。ただし、翌年度以降において、この契約に係る甲の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、この契約の全部又は一部を解除できるものとする。

２　乙は前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。

（賃貸借料の支払）

第４条　乙は、端末等の賃貸借料について使用月の翌月初めに甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求が正当であると認めたときは、当該請求書を受理した日から起算して、３０日以内に賃貸借料を乙に支払うものとする。

（端末の引渡し）

第５条　借入端末の引渡しに要する費用は、乙の負担とする。

（管理上の注意）

第６条　甲は、善良なる管理者の注意をもって端末を管理するものとする。

（端末の保守）

第７条　端末故障時等の保守については、仕様書に定めるところによるものとする。

（保険）

第８条　乙は、端末について、乙の費用で動産総合保険を付保する。ただし、新価特約付き動産総合保険と同等の保証で、仕様の要件を満たせる内容であれば、必ずしも新価特約付き動産総合保険を付保する必要はない。

２　甲の故意又は重大な過失により損害が発生し、動産総合保険等によって損害が補償されない場合は、甲がその損害を乙に補償する。

（立入権及び秘密保持）

第９条　乙（乙の指定する者を含む。次項においても同じ。）は、端末の納入及び引取りのため、端末の納入場所に立ち入ることができる。

２　乙は、前項の立入りに際して得た甲の業務上の秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後においても、また同様とする。

３　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲の事前の承諾なく秘密情報を必要最小限の範囲において開示することができるものとする。

（１）法律の要請により開示する場合

（２）弁護士、公認会計士等の法律上の守秘義務を負う専門家に開示する場合

（３）乙の親会社

（４）再委託先

４　乙が前項の第三者に秘密情報を開示する場合、当該第三者に本契約と同等の秘密保持義務を課すものとし、当該第三者の行為について乙が責任を負うものとする。

（権利譲渡の禁止）

第１０条　乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、一括して下請け若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（端末の引取り）

第１１条　この契約に基づく賃貸借が終了した場合又は端末の一部を変更した場合において、端末の全部又は一部が不要になったときは、乙の責任と負担において端末を引き取り、端末内に保存されているデータを甲が指定する方法により消去し、それらの適切な処理を行ったことを示す文書を提出すること。

（契約の解除）

第１２条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができるものとする。

（１）乙が、正当な理由なく契約を履行しないとき。

（２）契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

（３）契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。
（４）契約条項に違反したとき。
（５）乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合においては、乙は甲の受けた損害を賠償しなければならない。

（契約の内容変更）

第１３条　甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができるものとする。

２　甲及び乙は、物価の変動、その他特別の事情により賃貸借料の額が著しく不当となった場合は、その実情に応じ、甲乙協議の上、賃貸借料の額を変更することができるものとする。

（情報セキュリティ要件）

第１４条　乙は、この契約による業務を処理するための情報セキュリティ対策については、別記１「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

（個人情報の保護）

第１５条　乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記２「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（疑義等の決定）

第１６条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲　徳島県
徳島県知事　後 藤 田 正 純

乙　〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
〇〇〇〇〇
代表取締役〇〇　　〇〇　〇〇

別記１

# 情報セキュリティに関する特記事項

（基本的事項）
第１　乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

（管理体制）
第２　乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならない。

（作業場所の特定）
第３　乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

（サービスレベルの保証）
第４　乙は、甲が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。
２　乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

（情報資産の種類と範囲、アクセス方法）
第５　乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

（業務従事者への周知及び教育）
第６　乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）
第７　乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

（情報の適正な管理）
第８　乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（再委託の禁止）
第９　乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（情報資産の返却及び廃棄）
第１０　乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（報告）
第１１　甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。
２　乙は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（監査及び検査）
第１２　甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

（情報セキュリティインシデントの公表）
第１３　甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

（契約解除及び損害賠償）
第１４　甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

（ポリシー改定時の対応）
第１５　甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供しなければならない。
２　乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定等後の内容を適用するよう努めなければならない。

別記２

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１条　乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第３条　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第４条　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第５条　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第６条　乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第７条　乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

２　乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

（資料等の返還又は廃棄）

第８条　乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第９条　乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（調査）

第１０条　甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第１１条　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。